

11-5 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A 慶弔規程

(対 応)

第1条 岐阜県立清流高等特別支援学校関係者の死亡に際しては、次のとおり弔意を表す。

(1) 生徒及び保護者が死亡した場合

香典 10,000円 生花 1対15,000円程度

淋見舞 3,000円 弔電 実費

(2) 教職員が死亡した場合

香典 5,000円

2 通夜並びに告別式には、P T A会長または副会長が参列する。

3 参列に伴う旅費は必要に応じて支給する。支給額については、県旅費規程に準ずる。

(特別事情)

第2条 特別な事情の場合には、前条に準じて会長が決定する。

(その他)

第3条 この規程の変更は、執行部会の協議による。

附 則

この会則は、平成29年4月30日から施行する。